

# 長浜教区共済規程

(目的)

**第1条** この規程は、相互扶助の精神に則り、教区の共済制度に関して長浜教区互助見舞金会計の剰余金を基金とし、長浜教区（以下「教区」という。）内寺院教会が納付する拠出金により、寺院教会の災害及び寺族・門徒の慶弔に対して共済金を給付することを目的とする。

(拠出金)

**第2条** 寺院及び教会は、共済拠出金として1ケ年金1千円を納付するものとする。

2 共済拠出金は、組長が徴収する。

(種別及び給付条件等)

**第3条** 共済金の種別は、災害見舞金、弔慰金及び祝金とする。

2 災害見舞金は、寺院・教会の本堂、庫裡が、火災、風水害、その他災害により損害を受けた場合にその損害の程度に応じて、別表第1号を最高給付額として、本山復興共済金の基礎加入に対する支給額を基準とし、寺院・教会に給付する。

3 弔慰金は、住職、教会主管者、本務である代務者、前住職、前教会主管者、坊守、前坊守が死亡したとき、その寺院・教会に給付する。また、現に教区門徒会員、正副門徒会長、正副婦人会長、総代・責任役員が死亡したときは、遺族へ給付する。  
ただし、弔慰金の給付を受ける資格が競合する場合は、別表第2号による給付額の大なる額により、その資格を有する寺院・教会に給付する。

4 祝金は、住職の結婚及び本堂を新築した寺院・教会に対し、別表第3号により給付する。

(給付の申請)

**第4条** 第3条の給付を受ける事由が発生したときは、その寺院・教会が所定の用紙をもって、3ヶ月以内に教務所長に申請しなければならない。

(特別詮議)

**第5条** 第3条中各項にあてはまらない場合は、教区会正副議長・教区門徒会正副会長及び教務所長の特別詮議とする。

(給付の制約)

**第6条** 教務所長は、災害の広域又は多発により給付金額が一時的に増大し、その年度の給付に支障を生ずると認めるときは、一時その給付を留保し、教区会・教区門徒会の議決を経て、別に定めることができる。

(給付の停止)

**第7条** 給付金は、その寺院・教会に納付する拠出金に滞納があるときは、その納付が終わるまで給付を停止する。

(会計)

**第8条** この規程による会計は、特別会計とし、その会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

2 教務所長は、毎年この会計の計算書を教区会及び教区門徒会に提出し、その議決を得なければならない。

(規程変更及び廃止の手続き)

**第9条** この規程を変更又は廃止しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、教区会・教区門徒会の議決を得た日(平成7年7月20日)から施行する。
- 2 長浜教区互助見舞金規程(昭和59年4月18日施行)は、廃止する。
- 3 長浜教区慶弔規程(昭和59年4月18日施行)は、廃止する。
- 4 平成6年度教区互助見舞金会計の剰余金は、共済特別会計へ収入として繰り入れるものとする。
- 5 昭和58年7月1日より、本山経常費を含む諸依頼金について過去10ケ年に遡って未納金のあるときは、諸願事の取り扱いをしない。
- 6 附則5は教区会・教区門徒会合同会議(2003年7月25日招集)の議決により、削除する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日(2004年7月23日)から施行する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日(2006年4月27日)から施行する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日(2008年7月25日)から施行する。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日(2019年7月26日)から施行する。

### 別表第1号 災害見舞金

種別	最高給付額
本堂・庫裡	50万円
本堂	30万円
庫裡	10万円

### 別表第2号 弔慰金（給付を受ける資格が競合する場合は、給付額の大なる額による）

種別	給付額
住職・本務代務者・前住職・坊守・前坊守の死亡 （ただし、坊守及び前坊守は、宗務所の坊守籍簿に登録されている者に限る）	2万円
教区門徒会員・正副組門徒会長・正副組婦人会長の死亡 （ただし、現職に限る）	1万円
総代・責任役員の死亡 （ただし、任期中であって届出済の者に限る）	1万円

### 別表第3号 祝金

種別	給付額
住職の結婚・教会主管者	2万円
本堂落慶（新築）	5万円

### 教区災害見舞金給付額について（説明資料）

復興共済金が本堂に対して、6,010,000円（被害の程度が25%以上30%未満）  
給付された場合、

本堂に対する復興共済金の基礎加入最高給付額が、14,000,000円であるので、  
 $6,010,000円 \div 14,000,000円 = 0.42$ （以下切り捨て） $\times 100 = 42\%$

100%に対して、42%の給付であるので、教区災害見舞金は、本堂の最高給付額  
300,000円の42%であるから、 $300,000 \times 0.42 = 126,000円$

なお、宗派共済見舞金（被害の程度が1%未満の場合の給付金）が給付された場合については、教区共済金は給付しない。